料金表（ローゼンヴィラはま野デイサービスセンター）

令和08年09月01日より

■地域密着型通所介護／所要時間6時間以上7時間未満

サービス種別			単位数	要介護度１	要介護度２	要介護度３	要介護度４	要介護度５
通所介護費（単位数）				678	801	925	1049	1172
各種加算	入浴介助加算	（Ⅰ）	40	40	40	40	40	40
	個別機能訓練加算	（Ⅰ）イ	56					
	個別機能訓練加算	（Ⅰ）ロ	76	76	76	76	76	76
	＊個別機能訓練加算	（Ⅱ）	20					
	＊ADL維持等加算	（Ⅰ）	30					
	サービス提供体制強化加算	（Ⅲ）	6	6	6	6	6	6
	※介護職員等処遇改善加算	（Ⅱ）ロ						
単位数合計		（Ａ）		800	923	1047	1171	1294
単位数単価		（Ｂ）		10.68	10.68	10.68	10.68	10.68
給付率		（Ｃ）		100%	100%	100%	100%	100%
介護報酬額合計		（Ｄ）	(A)×(B)×(C)≒切り捨て	8,544円	9,857円	11,181円	12,506円	13,819円
介護報酬請求額		（Ｅ）	(D)×0.9≒切り捨て	7,689円	8,871円	10,062円	11,255円	12,437円
利用者負担額		（Ｆ）	(D)-(E)	855円	986円	1,119円	1,251円	1,382円
食費（昼食代）			おやつ代等含む	870円	870円	870円	870円	870円

１日のご負担額【１割負担の場合】	1,725円	1,856円	1,989円	2,121円	2,252円
１日のご負担額【２割負担の場合】	2,579円	2,841円	3,106円	3,371円	3,634円
１日のご負担額【３割負担の場合】	3,433円	3,827円	4,224円	4,622円	5,016円

□入浴介助加算Ⅰ（1日43円）

事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合し、利用者にとって入浴サービスが必要であって、居宅サービス計画に沿ったサービス提供を受けた場合

□個別機能訓練加算（Ⅰ）イ（1日60円）

事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合した場合で、利用者にとって個別機能訓練が必要であって、居宅サービス計画に沿ったサービス提供を受けた場合

□個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ（1日82円）

事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合した場合で、利用者にとって個別機能訓練が必要であって、居宅サービス計画に沿ったサービス提供を受けた場合

□個別機能訓練加算（Ⅱ）（1月22円）

個別機能訓練加算（Ⅰ）イに加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省へ提出し、必要な情報を活用した場合

□ADL維持等加算（Ⅰ）（1月32円）

連続して6か月以上利用が継続し、指定された測定方法で評価を行い、評価基準において、心身機能が一定数以上上がった場合

□サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1日7円）

事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合した場合で、居宅サービス計画に沿って、指定通所介護のサービス提供を受けた場合

※カッコ内の料金は１割負担の料金となっております。

●介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ　加算率12.5%
所定単位数に加算率を乗じた単位数

■通所介護相当サービス

サービス種別			単位数	要支援１	要支援２
通所介護相当サービス費（単位数）				1798	3621
各種加算	サービス提供体制強化加算	（Ⅲ）	24・48	24	48
	科学的介護推進体制加算		40		
	※介護職員等処遇改善加算	（Ⅱ）ロ	※		
単位数合計		（Ａ）		1822	3669
単位数単価		（Ｂ）		10.68	10.68
給付率		（Ｃ）		100%	100%
介護報酬額合計		（Ｄ）	(A)×(B)×(C)≒切り捨て	19,458円	39,184円
介護報酬請求額		（Ｅ）	(D)×0.9≒切り捨て	17,512円	35,265円
利用者負担額		（Ｆ）	(D)-(E)	1,946円	3,919円
食費（昼食代）			お茶代等含む	3,480円	6,960円

１月のご負担額【１割負担の場合】	5,426円	10,879円
１月のご負担額【２割負担の場合】	7,372円	14,797円
１月のご負担額【３割負担の場合】	9,317円	18,715円

□サービス提供体制強化加算（Ⅲ）要支援１：約26円、要支援２：約52円

事業所が厚生労働大臣が定める基準（サービス提供体制強化加算（Ⅰ））に適合した場合で、居宅サービス計画に沿って、指定介護予防通所介護のサービス提供を受けた場合

□科学的介護推進体制（1月約43円）

事業所が利用者の心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合

□１月当たりの回数を定める場合（１回につき）

事業対象者・要支援１（１回につき436単位）
※１月の中で全部で４回までのサービスを行った場合

□１月当たりの回数を定める場合（１回につき）

事業対象者・要支援２（１回につき447単位）
※１月の中で全部で８回までのサービスを行った場合

※カッコ内の料金は１割負担の料金となっております。

●介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ　加算率12.5%
所定単位数に加算率を乗じた単位数

・千葉市が定める単位と当該表に表記している単位が異なる場合は、千葉市が定める単位を優先します。

令和8年9月１日現在